

住宅用家屋証明申請時の必要書類一覧

○は提示 ◎は提出

| 添付書類 | | 新築されたもの (保存登記) | 新築物件を購入 (保存登記) | 中古物件を購入 (移転登記) |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 | 建築確認済証 | ○ | ○ | |
| 2 | 登記完了証及び登記申請書又は登記事項証明書※1 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 住民票（未入居の場合は◎） | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 売買契約書又は代金納付期限通知書 | | ○ | ○ |
| 5 | 家屋未使用証明書の原本 | | ◎ | |
| 家屋の建築が昭和56年12月31日以前の場合（上記の書類の他に） | | | | |
| 6 | 耐震基準適合証明書等※2 | | | ◎ |
| 未入居の場合（上記の書類の他に）※3 | | | | |
| 7 | 申立書の原本又は入居見込み確認書 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 8 | 住民票（申立書に添付する・コピーも可）※4 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 9 | 現住居の処分方法※5 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 特定認定長期優良住宅の場合（上記の書類の他に） | | | | |
| 10 | 長期優良住宅の認定通知書 | ○ | ○ | |
| 認定低炭素住宅の場合（上記の書類の他に） | | | | |
| 11 | 低炭素住宅の認定通知書 | ○ | ○ | |
| 抵当権設定登記のみを行う場合（上記の書類の他に）※6 | | | | |
| 12 | 金銭消費貸借契約書の写し | ◎ | ◎ | ◎ |

※1 登記事項証明書は次のうちのどちらかを提示していただきます。

- ・ 法務局から取得した登記官の認証のある登記事項証明書（3ヵ月以内のもの）
- ・ オンラインから取得した照会番号のある登記事項証明書（100日以内のもの）

※2 昭和56年12月31日以前の建築物で新耐震基準を満たしている場合は、

「耐震基準適合証明書」・「住宅性能評価書」・「既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証証明書」のいずれかを提出していただきます。（コピー可）

※3 入居予定年月日が申請日から2週間を越える場合（やむを得ない理由に限る）、その旨が分かる証明書（リフォーム工事契約書または工程表、在学・在園証明書、海外在留証明書、単身赴任証明書等。コピー可）をご提出してください。

※4 未入居の場合は住民票（コピー可）を必ず提出していただきます。（3ヵ月以内のもの）

※5 未入居の場合は現住居の処分方法がわかるものを必ず提出していただきます。

- ① 現住居（持家）を売却予定→ 売買契約（依頼）書等、売却を証する書類（コピー可）
- ② 現住居（持家）を賃貸予定→ 賃貸借契約（依頼）書等、賃貸借を証する書類（コピー可）
- ③ 現住居が借家で賃貸借契約を解除する→ 賃貸借契約書（コピー可）もしくは家主の証明書（原本）
- ④ 現住居が社宅で退去する→ 社宅証明書又は賃貸借契約書と社員証か名刺（コピー可）
（③又は④の場合に添付する書類は、契約期間が申請時まで継続していることが確認できるもの）
- ⑤ 親族所有の家から退去する→ 当該親族の申立書（原本）等、申請者が居住用として使用しないことを証する書類
当該親族が同居の場合は、その方の住民票（コピー可）も提出していただきます。

※6 当該住宅を新築（増築）または取得するために、資金の貸付を受ける場合に限り。保存登記または移転登記と同時に抵当権設定登記を行う場合は書類の省略ができます。

住宅用家屋証明の郵送請求につきましては、事前に下記までご相談ください。

申請受付・問合せ先

中央区都市整備部建築課建築調整係

電話 03-3546-5454